

2017年第1回定例会・本会議において、日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。質問項目は通告の通りで、その他の項はありません。

区民の皆さんに影響を与える国政・都政の課題について、区長の認識・政治姿勢について、以下5点について伺います。

1. はじめに、平和・民主主義の問題について3点伺います。

○まず、核兵器禁止条約締結に向けた交渉についてです。

2016年12月23日、国連総会は核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を圧倒的多数で採択しました。市民社会の参加も得て、「核兵器禁止条約」の交渉が、今年3月と6月～7月にかけて国連で開催されることになりました。

一方、核兵器禁止が現実の日程にのぼったことに危機感を深めた核保有大国は、「段階的アプローチ」が「核軍縮に向けて前進する唯一の選択肢」と主張し、核兵器禁止条約に背を向けています。しかし、核軍縮の部分的措置をいくら積み重ねても、「核兵器のない世界」に到達しえないことは、戦後70余年の外交交渉が証明しています。「段階的アプローチ」は核兵器廃絶を永久に先送りする最悪の核兵器固執論に他なりません。

危機感を覚えたアメリカは、昨年10月、核兵器禁止条約の決議案に反対するよう求めた「書簡」を同盟諸国に送付していました。これは、核兵器禁止条約締結交渉の決議への「反対」投票を強く求めるものであり、日本政府はこれに応じる形で、これまでの「棄権」から「反対」という、唯一の戦争被爆国政府にあるまじき態度をとりました。3月にはいよいよ交渉が開始され、条約締結に向けた交渉の推移と日本政府の態度が世界的にも注目されることとなります。圧倒的多数の国々の賛成によって、最も残虐な兵器に「悪魔の烙印」を押すことになる日は遠くありません。「核兵器のない世界」への扉を開く画期的な動きを歓迎するとともに、核兵器廃絶に向けて世界は新しい段階に入ります。核兵器禁止・廃絶の帰趨（きすう）を決めるのは、世界の世論と運動です。「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」が数億を目標に世界で開始されました。

区長は、核兵器禁止条約締結に向けた交渉と「ヒバクシャ国際署名」の取組みの動きをどのようにみているのか、見解を伺います。

○区長は所信表明で、「我が国を取り巻く安全保障環境は、さらにリスクが拡大していると言わざるを得ない状態」と述べています。国際的なテロ行為や東アジア情勢に触れてのことだと思いますが、不安定要因は外因だけではありません。日本政府自らが起こしていることに目を向けることも必要です。そこで、以下2点伺います。

1つは、自衛隊の南スーダン派兵についてです。防衛省は今年7月、廃棄していた南スーダンPKOの陸上自衛隊派遣部隊の日報について、一転して、統合幕僚監部が保管していたと明らかにしました。文書では、首都ジュバの自衛隊宿营地周辺での戦闘の発生などが記され、情勢の悪化によっては国連の活動停止によるPKO撤退の可能性なども指摘されていました。「戦闘」の表記もあり、これまで政府が否定してきた「戦闘行為」が起きていたことを裏づける内容となっています。

こうした現地の情報が国民に開示されず、国会でも十分検証されることのないまま、派遣継続と安保関連法による新任務付与が決定されたことは極めて重大です。自衛隊員、南スーダン住民の双方に血を流すことにつながり、さらには、現地で活躍する日本のNGO関係者、市民の命をも危険にさらす可能性があります。

自衛隊派遣を中止し、文民警察や警察官育成、市民への教育支援や社会インフラ整備などの日本の得意分野である非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化という方向に切り換えるべきと考えます。区長の見解を伺います。

○もう1つは、いわゆる「共謀罪（テロ等準備罪）」法案についてです。安倍政権は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた「テロ対策」のためとして「共謀罪」法案を今国会に提出しようとしています。具体的な犯罪行為を罰するという近代刑法の原則に真っ向から反し、憲法がその自由を保障する思想や内心が罰せられる危険性をはらんでいます。

共謀罪をつくる根拠として、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結のため、国内法の整備が必要だと述べています。しかし、この条約はそもそも国際的なマフィアなどを取り締まる条約であり、締結されたのは、同時多発テロ前の2000年、テロ防止のためは口実です。同条約の34条1項には「国内法の基本原則に従って」とあり、条約を締結するのに、共謀罪などの法律をつくる必要はありません。すでに180か国以上が条約を締結していますが、共謀罪を新設させたのはノルウェーとブルガリアの2か国だけです。

テロ対策を強調しますが、テロ対策としての共謀罪は不要です。テロ防止に関する条約は世界で13本つくられ、日本も全13条約の締結を完了し、これらの条約に基づく国内法も整備されています。テロ対策は、他の刑法などで対応できます。対象犯罪を減らす動きもありますが、本質は変わりません。「一般人に適用しない」と言われても運用でどうにでもなります。要するに、政府に逆らわない国民は「一般人」と呼び、逆らうようなら「犯罪集団」のレッテルを張る。捜査機関の判断ひとつで、国民の監視や市民運動の弾圧など権力乱用の危険は拭えません。

思想・内心まで処罰しかねない、「侵してはならない」と定める憲法19条に反する違憲立法であると考えますが、区長の認識・見解を伺います。

○経済問題で1点伺います。所信表明では国の経済政策とその効果については触れられていません。「アベノミクス」が始まって4年になりますが、その行き詰まりと破たんは明らかです。労働者の実質賃金は4年のうちに年額で19万円も減り、家計消費は実質15か月連続で対前年比マイナスとなっています。国民生活基礎調査では、生活が「苦しい」と答えた人は、実に6割にも達します。また、総務省が1月末に発表した2016年平均の労働力調査によると、役員を除く雇用者にしめる非正規雇用の割合が37.5%と調査開始以来、最も高くなりました。特に、35～44歳、55～64歳の働き盛り、ベテラン世代で正規から非正規への置き換えが顕著となっています。

さらに重大なことは、「アベノミクス」が格差と貧困を一層拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしています。超富裕層がますます富み、国民全体の所得が低下するなかで、中間層が疲弊し、貧困層が増大しています。現在の日本社会の姿をこのように特徴づけることができます。日本社会と日本経済の持続可能な発展にとっても、格差と貧困の拡大、中間層の疲弊をいかに克服するかを国の経済政策の基本にすえる必要があります。

我が党は、①税金の集め方の改革「能力に応じて負担する、公正・公平な税制」、②税金の使い方の改革「社会保障、若者、子育て中心の予算、③働き方の改革「8時間働けばふつうに暮らせる社会」、④産業構造の改革「大企業と中小企業、大都市と地方などの格差を是正」を提唱しています。

区長は、今日の社会経済状況の特徴といえる格差と貧困の問題をどのように捉えているのか、また、どう解決すべきとお考えか伺います。

○この項の最後に、東京都政をめぐる問題について、1点、豊洲新市場の問題について伺います。

小池都知事は昨年8月、豊洲新市場の土壌汚染対策の有効性を判断する地下水モニタリング調査が終了していないことを理由に、11月に予定していた築地市場の移転を延期しました。その直後に、党都議団の調査で、土壌汚染対策として行われるはずの建物下の盛り土が行われず、地下空間の存在が発覚しました。

さらに、今年1月14日、9回目の豊洲新市場の地下水調査で環境基準の79倍ものベンゼンなど有害物質が広範囲で検出され、深刻な汚染が残っていることが明らかになりました。その上、土壌汚染をめぐる問題では、自らが行った工事の結果を自ら調べて「大丈夫」と合格を出す、こんな驚くべき事実までもが明らかになりました。究明すべき疑惑や疑問は山積しており、都議会で強い権限を持つ百条委員会での徹底的な疑惑解明が必要です。何より、都民・区民の皆さんの食の安全・安心を最優先にすることが重要です。

豊洲新市場への移転は中止を含め、抜本的な再検討が必要であると考えます。区長の見解を伺います。

2. 次に、2017（平成29）年度予算案について伺います。

○区は、新年度以降も、中野駅周辺の各地区の再開発事業を粛々と進めようとしています。しかし、中野駅の橋上駅舎と西側南北通路の整備は、駅ビル建設を行うJR側からの回答がまだ示されておらず、中野3丁目地区整備についても、不法に占有しているタイケン学園との裁判の判決の見通しも立っていない状況です。当該の土地は、すでにURに売却をしていますが、区が進めようとしている中野3丁目地区整備全体にもかかわる問題です。さらに、区役所・サンプラザ地区についても、約200m近い高層ビル、1万人規模のアリーナが本当に必要なかどうか、このことについても十分な議論が必要です。

中野駅周辺に一極集中する大規模な再開発は、一旦、立ち止まり、区民参加で見直すことが必要です。見解を伺います。

○区は財政調整基金が底をつくとし、2012（平成24）年度予算編成の際に、「財政非常事態」を宣言し、区民の暮らし・教育・福祉にかかわる分野での事業見直し・削減をおこなってきました。私たち党議員団は、この「財政非常事態」は虚構のものであり、区民の暮らし・福祉に係わる事業の廃止・削減はすべきでないことを繰り返して質してきました。実際に、この3年間でも、区の基金総額は約200億円も積み増しされ、今年度末では、基金総額は637億円にもものぼる見込みです。財政非常事態を理由におこなわれた、65歳以上の方の障害者第2種の手当の削減や、就学援助の基準の引き下げ、区内4カ所の高齢者福祉センターの廃止など、この基金残高を見れば、こうしたサービスの削減も必要なかったと思いますし、むしろ充実させることは十分に可能でした。

一方で、先程述べた、中野駅周辺の再開発には、お金を厭わない姿勢はあらためるべきです。積みあがった基金の一部の活用で、区民の皆さんの切実な要望にこたえることは十分に可能です。以下、その実施を求め、3点に絞って伺います。

○はじめに、精神障害者福祉手当についてです。

精神障害者への福祉手当の支給を求める陳情が、2015（平成27）年の第4回が定例会にて、全会一致で採択されました。昨年（2014）年の第3回定例会で質問した際、「障害者福祉手当については、これまでも様々な見直しを行ってきており、それらの経過を踏まえ、手当のあり方について引き続き検討していく」旨の答弁がありました。以前にも述べましたが、23区では、品川区・杉並区などで精神福祉手帳1級を所持されている方を対象に支給されており、それぞれ月額で8,500円、5,000円となっています。中野区内における精神福祉手帳1級を所持されている方は約150名であり、仮に品川区や杉並区と同じように手帳1級の2種（65歳未満）の方が申請すると約70名程度となり、月額5,000円とした場合には、区の予算として420万円で実施が可能です。

今回の新年度予算に計上されなかった理由はなにか、実施をすべきではないでしょうか。伺います。

○次に、就学援助費の新入学児童生徒の新入学学用品費の引き上げについて伺います。

現在、中野区では、「準要保護者」への「入学準備金」については、小学校1年生で約2万3千円、中学校では約2万6千円の支給となっています。一方、生活保護での「要保護者」に対する「入学準備金」は、小学校では4万600円以内・中学校では4万7400円以内となっています。先に述べた「準要保護者」への「入学準備金」の額については市区町村の判断とされていますが、文部科学省が示す目安と同程度の額としている自治体が多い状況です。

2月4日の朝日新聞では、文部科学省はこの「入学準備金」の目安について、これまでの約2倍に引き上げる方針を示したと報道されました。議論はこれからだと思いますが、「準要保護者」への額についても、実態にあわせ増額を検討すべきではないでしょうか。見解を伺います。

今回は伺いませんが、これまで、「準要保護者」への支給時期の前倒しについては繰り返し求めてきました。支給時期を前倒しする自治体は、全国の約80市区町村に広がっていることが、先日、報道されました。中野区でも前向きに検討すべきことをあらためて求めます。

○最後に、区立小中学校のトイレの洋式化および特別教室の冷房化を早期に進めることについて伺います。新年度予算案の中で、区立学校の環境改善に向けた計画的な改修について、トイレ洋式化工事は6校、冷房化工事は4校とそれぞれ対象学校が示されています。党区議団としては計画の前倒しも含め、早期に実施すべきことをこれまでも重ねて提案してきました。

トイレについては、文部科学省が実施した「公立小中学校施設のトイレの状況調査の結果について」が昨年11月に公表されましたが、この結果では、東京都の洋便器率は約54%、中野区では約47%となっており、中野区は23区内でも低い割合となっています。東京都の新年度予算案では、公立小中学校のトイレの洋式化整備のための補助が大幅に増額される予定です。

特別教室の冷房化についても、区立学校PTA連合会の皆さんや児童・生徒の皆さんからも、早期の実施については毎年、強い要望が出されています。

区では、いずれにおいても今年度含め4年間かけて、改修する計画としていますが、計画の前倒しも含め、早期に実施すべきです。答弁を求め、すべての質問を終わります。